政令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十五号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第二条第二号及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第六十六号」を「から第六十六号の二まで」に改める。

別表第一第十二号中「トリクロロエチレン又は」を「塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくは」に改め、「もの」の下に「、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するもの」を加え、同表第十三号中「物質」の下に「若しくは二―クロロエチルビニルエーテル」を加える。

別表第一第三十二号を同表第三十五号とし、同表第三十一号を同表第三十四号とし、同表第三十号を同表第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　別表第一第六十六号の二に掲げる施設

別表第一第二十九号を同表第三十一号とし、同表第二十一号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十号中「又はテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサン」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第十九号を同表第二十一号とし、同表第十八号中「若しくはテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサン」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第十七号中「若しくはテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサン」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十六号を同表第十八号とし、同表第十五号を同表第十七号とし、同表第十四号中「、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）」を削り、「又はアルキルベンゼン」を「、アルキルベンゼン」に、「の製造」を「若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造」に改め、同号を同表第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　別表第一第三十八号の二に掲げる施設

別表第一第十三号の次に次の一号を加える。

十四　別表第一第三十五号に掲げる施設（二―クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成二十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十六号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条及び附則第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二第二項中「前年度」を「当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度」に、「当該年度」を「前々年度」に、「すべて」を「全て」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○農林水産省経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。